

令和5年度第1回 音更町使用料等審議会議案

日時 令和6年1月31日(水) 午後1時30分から
場所 音更町役場庁舎3階 特別会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

諮問第1号 戸籍法に基づく事務に係る手数料の制定について

諮問第1号 戸籍法に基づく事務に係る手数料の制定について

1 制定の理由

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い新たに処理することとなる事務について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に準じて手数料を制定しようとするものである。

2 背景

戸籍法の一部改正（令和元年法律第17号による改正）により、戸籍謄本等の広域交付及び戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務や届書等情報内容証明書の交付の事務等が新設されることとなった。

3 諮問の額

事務名	手数料の額（円）
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務	400
除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務	700

※ 上記の事務において、スマートフォン等によりマイナポータルを通じて請求する場合及び窓口にて同一事項の戸籍謄本等と同時に請求する場合、手数料は無料

4 施行期日

令和6年3月1日から施行する。

5 その他

新設された次の事務については、既存の事務と統合され、その手数料の額は改定しない。

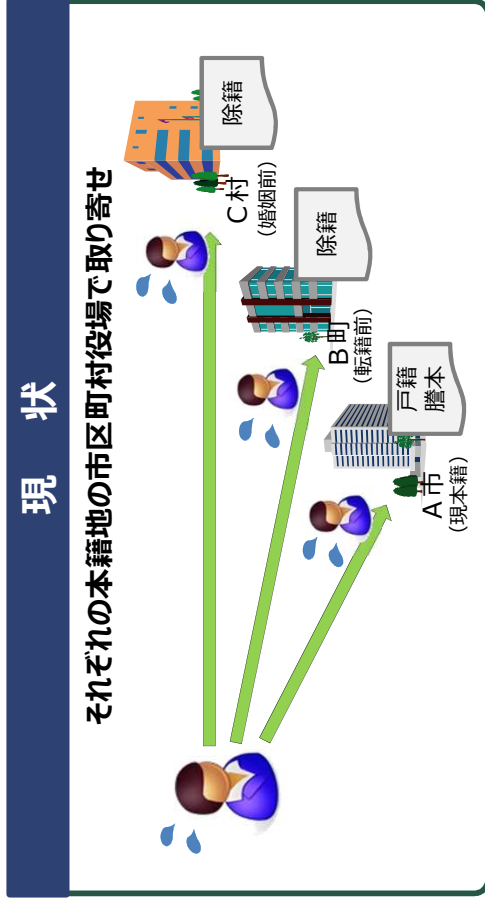
事務名	手数料の額（円）
戸籍謄本等の広域交付事務 ※「戸籍謄本等の交付」に統合	450
除籍謄本等の広域交付事務 ※「除籍謄本等の交付」に統合	750
電子化された届書等情報内容証明書の交付事務 ※「届出・申請の受理証明書等の交付」に統合	350
電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 ※「届書等の閲覧」に統合	350

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○手数料を徴収する事務として新設されるものは以下のとおり。

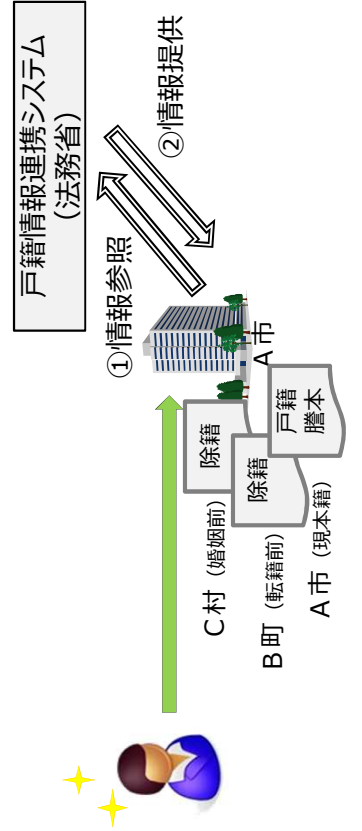
1 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる。



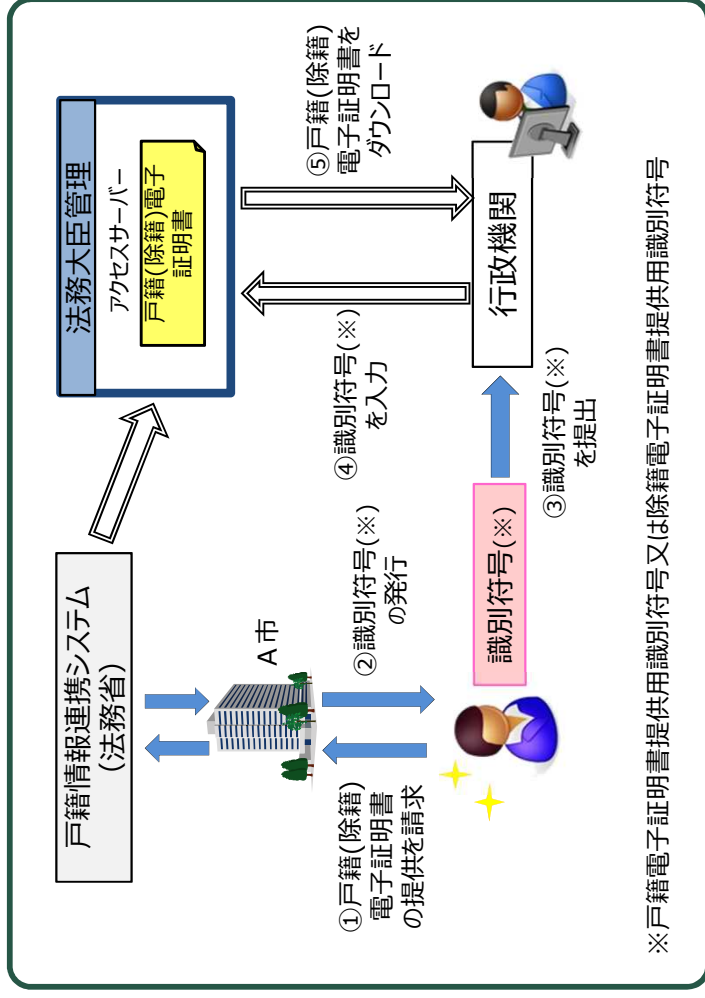
改正後

最寄りの市区町村役場の窓口で請求可能（広域交付）



2 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供が可能とする。



3 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）

- 電子化された届書等情報の内容に係る証明書の交付請求が可能となる。
- 電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧請求が可能となる。